

様式第8号（第4条関係）

破碎業廃業等届出書

年 月 日

（提出先）

川越市長

（郵便番号）

届出者 住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第72条において準用する同法第64条の規定により、次のとおり届け出ます。

破碎業者であった者の氏名又は名称	
許可番号及び許可年月日	第 年 月 号
届出者と破碎業者であった者との関係	
廃業等の理由（該当するものに○を付すこと。）	<ul style="list-style-type: none">1 死亡2 法人が合併により消滅3 法人が破産手続開始の決定により解散4 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の理由により解散5 登録に係る破碎業の廃止

（注） 破碎業許可証を添付すること。

廃業の届出

次の事項に該当した場合は、該当する事項が発生した日から30日以内に次の手続きが必要です。

次の届出書及び添付書類を提出してください。

ア 破碎業廃業等届出書

イ 添付書類(次の表中の1から5までのうち該当するもののみ提出してください。)

届出を必要とする各状況及び届出義務者

	届出を必要とする状況	添付書類及び届出義務者
1	個人の事業主が死亡した場合	相続人の戸籍全部事項証明書 (届出者:相続人)
2	法人が合併により消滅した場合	登記事項証明書書(商業登記簿謄本) (届出者:その法人を代表する役員であった者)
3	法人が破産により解散した場合	破産管財人であることがわかる書面 (届出者:破産管財人)
4	法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合	清算人であることがわかる書面 (届出者:清算人)
5	破碎業を廃止した場合	登記事項証明書(商業登記簿謄本) (法人の場合) (届出者:破碎業者であった個人本人又は破碎業者であった法人を代表する役員) ※ 代表役員でない役員が提出する場合は、登記事項証明書(商業登記簿謄本)

※ 提出部数は、正本1部、副本1部(副本は申請者の控えとなります。)とします。

※ 廃業等届出書の提出に手数料はかかりません。

※ 戸籍全部事項証明書及び登記事項証明書(商業登記簿謄本)については、正本添付用には原本の提出をお願いします。

※ 個人の事業主が死亡し、その相続人が破碎業を行おうとする場合には、新たに許可を受ける必要があります。